

地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）による派遣 に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

小郡市（以下「本市」という。）では、地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱に基づき、三大都市圏に所在する企業の社員が、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事し、企業で培われた人脈やノウハウを活かしながら、地域活性化の取組みを効果的・効率的に展開していくこととする。これについて、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、最も優れた業務を提供できる事業者（以下「派遣元企業という。」）を決定するもの。

なお、派遣元企業の決定後は、本市と派遣元企業との間で、派遣条件等について協定を締結したうえで、派遣元企業の社員（以下「派遣社員」という。）を原則令和5年4月1日（土）から1名派遣するものとする。派遣社員は、そのノウハウ、ネットワーク、マーケティング技術等を活かしながら、「2 概要」の業務に従事すること。

2 概要

(1) 名称

地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）による派遣

(2) 内容

別紙「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）による派遣に関する協定書（案）」（以下「協定書」という。）のとおりに

(3) 協定期間

協定締結の日から令和6年3月31日（日）まで

(4) 派遣受入期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

3 企画提案を求める期間

地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）は、6月以上3年以内の期間の範囲で派遣社員を受け入れる制度である。令和6年度以降についても別途協定書を締結する可能性があるため、本プロポーザルにおいて企画提案を求める期間については、令和5年4月1日（土）から令和8年3月31日（火）までの最長3年間とする。

4 費用負担

次に掲げる(1)～(3)の経費については、派遣元企業の請求に応じて本市が負担する。

(1) 派遣社員に関する給与、賞与、諸手当、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・介護保険・労働災害補償保険の事業主負担分、及び退職金引当に係る相当額（以下「給与等相当額」という。）

(2) 派遣社員の発案・提案した事業に要する経費（派遣社員が主体となって発案・提案したイベント、調査研究事業に要した経費等）（以下「必要経費」という。）

- (3) 派遣社員が協定書に掲げる業務を遂行するために要した市内外の移動旅費（以下「旅費相当額」という。）

5 提案上限額

給与等相当額として5,600,000円、必要経費として1,000,000円、旅費相当額として1,180,000円（いずれも消費税及び地方消費税の額を含む。）。それぞれ提案上限額は超えないこと。

6 参加資格に関する要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 三大都市圏に所在する企業等である者
- (2) 地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱
(URL https://www.soumu.go.jp/main_content/000749125.pdf) の趣旨に賛同し、地域活性化起業人を本市に派遣できる者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立がなされていない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していない者
- (7) 国税、地方税を滞納していない者
- (8) 代表者及び役員に破産者または禁固以上の刑に処されている者がいる法人等でない者

7 提案に係る日程

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------------|
| (1) 公告・実施要領公表 | 令和4年12月22日（木） |
| (2) 質疑受付期間 | 令和4年12月22日（木）～
令和5年 1月10日（火）午後5時必着 |
| (3) 質疑回答期限 | 令和5年 1月16日（月） |
| (4) 参加表明書提出期間 | 令和4年12月22日（木）～
令和5年 1月20日（金）午後5時必着 |
| (5) 提案資格確認通知
及び提案書提出要請 | 令和4年12月22日（木）～ 令和5年 1月25日（水） |
| (6) 提案書提出期間 | 令和5年 1月27日（金）～ 2月6日（月）午後5時必着 |
| (7) プレゼンテーション
及びヒアリング実施日 | 令和5年 2月10日（金）午後1時～5時（予定） |
| (8) 審査結果通知及び公表 | 令和5年 2月中旬 |
| (9) 派遣に関する協定書締結 | 令和5年 3月中旬 |
| (10) 派遣開始 | 令和5年 4月 1日（土）（予定） |

8 募集について

(1) 各書類の公表開始日 令和4年12月22日(木)

(2) 公表場所

小郡市ホームページに掲載(「イベント・観光・産業」>「イベント・観光」>「地域活性化起業人」からダウンロード可能)※郵送、メール等による資料配布は行わない。

(3) 公表資料

① 地域活性化起業人制度(企業人材派遣制度)による派遣に関する公募型プロポーザル実施要領(本書)(以下「実施要領」という。)

② 協定書(案)

③ 地域活性化起業人制度(企業人材派遣制度)による派遣に関する公募型プロポーザル審査基準(以下「審査基準」という。)

④ 公募型プロポーザル参加表明書(以下「参加表明書」という。)(様式第1号)

⑤ 提案書(様式第7号)

⑥ 類似業務実績一覧表

⑦ 見積書

⑧ 誓約書

9 質問の受付及び回答

(1) 質問のできる者

本書及び協定書等に対して質問のできる者は、前記「6 参加資格に関する要件」を満たしている者でかつ参加表明書(様式第1号)を提出した者あるいは提出する意思のある者とする。

(2) 質問受付期間

令和4年12月22日(木)から令和5年1月10日(火)午後5時必着

(3) 提出方法

様式は自由とする。質問する該当資料や該当ページについて記載すること。「17 申込み先・問合せ先」に電子メールで提出することとし、電子メール送信後、担当者まで電話にて受信確認を行うこと。

(4) 回答

質問に対する回答は、令和5年1月16日(月)までに、本市ホームページ([URL https://www.city.ogori.fukuoka.jp/](https://www.city.ogori.fukuoka.jp/))へ公表する。また、本市の回答は、実施要領及び協定書等を補足する効力を有するものとする。

(5) その他質問者の氏名や企業名は公表しない。また、電話や口頭による質問には対応しない。

10 参加表明書の提出手続

本プロポーザルへの参加表明者は、次のとおり書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

① 参加表明書(様式第1号)

② 会社の概要資料(パンフレット等)

- ③ 誓約書
- (2) 提出期限
令和5年 1月20日(金) 午後5時まで
- (3) 提出部数
1部
- (4) 提出場所
「17 申込み先・問合せ先」のとおり
- (5) 提出方法
持参又は郵送に限る(提出期限必着)。
持参にて提出の場合は、提出日時をあらかじめ担当者に連絡すること。なお、持参の場合の受付時間は、原則として、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで及び土日祝日、年末年始期間(令和4年12月29日(木)～令和5年1月3日(火))を除く)とする。また、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。
- (6) その他留意事項
- ① 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合又は提案者として提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
 - ② 参加表明書の作成又は提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - ③ 提出された参加表明書は、返却しない。
 - ④ 提出された参加表明書は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断では使用しない。
 - ⑤ 提出後における参加表明書の差し替え又は再提出は認めない。
 - ⑥ 参加表明書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書を無効とする。
 - ⑦ 郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

11 提案書の提出手続

(1) 提出書類

① 企画提案書

ア 仕様等

表紙は提案書(様式第7号)を使い、提案書はA4(縦横問わず。必要に応じA3版三つ折の使用可)とする。行・文字・文字間隔・図表の仕様・枠組み等の様式は自由とする。できる限り具体的に提案し、提案内容は簡素な文書を使い、専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう工夫すること。

イ 枚数

両面使用、表紙を除き15ページ以内(A3版は2ページ分とみなす)。なお、1ページ目は目次として、以降のページもページ番号を必ず記載すること。

ウ 提案内容

- (ア) 別紙の審査基準の理解度、実施体制、提案内容について記載すること。
- (イ) 協定書第2項第1項各号の内容について、具体案を1つ以上記載すること。
- (ウ) 協定書第2項第1項に記載されていない内容で、その他提案があれば記載すること。

と。

- ② 類似業務実績一覧表
- ③ 見積書
- (2) 提出部数
正本1部、副本7部
- (3) 提出期限
令和5年 2月 6日(月) 午後5時まで
- (4) 提出場所
「17 申込み先・問合せ先」のとおり
- (5) 提出方法
持参又は郵送に限る(提出期限必着)。
- (6) その他留意事項
 - ① 綴じる順番は、企画提案書表紙(様式第7号)、類似業務実績一覧表、見積書、企画提案書(目次と提案内容でA4サイズ15ページ以内)とし、縦横の仕様に合わせていずれかの1辺に2か所ホチキス留めすること。
 - ② 提案書の作成又は提出に係る費用は提案者の負担とする。
 - ③ 提出された提案書は返却しない。
 - ④ 提出された提案書は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断では使用しない。
 - ⑤ 提出後における提案書の差し替え又は再提出は認めない。
 - ⑥ 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
 - ⑦ 郵送等の通信事故において、本市はいかなる責任も負わない。

12 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された提案書等を基に、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 実施日
令和5年 2月10日(金) 午後1時～5時(予定)
各提案者の確定日時は、2月7日(火)午前に電子メールで連絡する。
- (2) 所要時間(準備時間を除く。)
プレゼンテーション 20分
ヒアリング 20分 合計40分
- (3) 開催場所
小郡市生涯学習センター(福岡県小郡市大板井1180番地1)
- (4) 審査基準
別紙の審査基準を参照のこと。
- (5) その他留意事項
 - ① オンラインによる提案も可能とする。ただし、提案者のオンライン環境が整っていないなどの理由で、当日の指定時刻にプレゼンテーションが始められない場合は失格とする。また、オンラインによる提案中に通信障害等が発生した場合も上記所要時間とし、本市は

いかなる責任も負わない。接続環境について事前に確認したい場合は、2月9日（木）午後2時～3時の間で対応する。オンラインによる提案を希望する場合は、2月6日（月）までに連絡すること。

- ② プレゼンテーションの参加人数は、3人までとする。オンラインの場合も同様とする。
- ③ プレゼンテーションは、提案書の内容に沿って行うものとする。
- ④ プレゼンテーションは、審査基準に記載されている内容について重点的に説明を加えること。
- ⑤ プレゼンテーションでは、スクリーンに企画提案書は投影しない。オンラインによる提案についても同様である。提案者は、提出した企画提案書、類似業務実績一覧表、見積書を手元に準備して提案すること。
- ⑥ プレゼンテーション及びヒアリングは、提案者が一者の場合でも行う。
- ⑦ 提出された提案書等に添付していなかった資料を新たに提出することはできない。
- ⑧ 対面による提案については、検温（体温37.5℃以上は入室不可）、手指消毒、マスクの着用）を行うこと。

13 受託候補者の特定方法

- (1) 提出された提案書を基に、プレゼンテーション等を通して、別紙の審査基準に基づき、審査委員会の議を経て、当該業務について最適な者を受託候補者として特定する。
- (2) 審査委員会の審議は、非公開とする。
- (3) 基準点は、300点（60点×審査委員5名）とする。全ての提案者の提案内容が基準点に満たない場合は、受託候補者なしとし、このプロポーザルは流会とする。
- (4) 受託候補者は、審査委員全員の合計得点の最高得点者とする。ただし、基準点を満たしていること。
- (5) 最高得点者が2人以上いる場合、以下の審査項目順に、得点が高いものを候補者とする。なお、審査項目の比較は、点数差が出るまで、①から順に比較していく。
 - ① 提案内容
 - ② 実施体制
 - ③ 業務実績
 - ④ 理解度
 - ⑤ 提案金額
- (6) 次順位者の繰上げ

受託事業者が本派遣を履行できない何らかの事由が生じた場合、次順位以下となった提案者のうち、評価等が上位であった者から順に、本派遣についての交渉を行うものとする。

14 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要領で示された、提出期限、提出場所、提出方法、その他留意事項等の条件に適合し

ない書類の提出があった場合

15 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果については、プロポーザル審査結果通知書（様式第8号、様式第9号）により、提案者全員に通知する。
- (2) 審査により特定された受託候補者の名称と提案された企画の概要及び選定理由を、小郡市ホームページ（URL <https://www.city.ogori.fukuoka.jp/>）において公表する。
- (3) 審査経過及び審査内容については、小郡市情報公開条例（平成12年小郡市条例第10号）等関連規程に基づき不開示とする。また、審査結果に対する異議等については、一切応じない。

16 各関係法令の遵守

受託事業者は、各関係法令並びに小郡市条例、規則、規程及び要綱を遵守することを誓約するものとする。

17 申込み先・問合せ先

小郡市 環境経済部 商工・企業立地課 商工観光係（観光担当） 担当：岡部
〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255 番地 1
TEL：0942-72-2111（代表） 内線 147
FAX：0942-72-5050
MAIL：kankou@city.ogori.lg.jp